

新潟市西川社会福祉センター指定管理者事業計画の比較

西蒲区健康福祉課

項目	社会福祉法人 新潟南福祉会(選定者)	次 点
1. 事業者の概要	<p>設立 H6. 7. 12</p> <p>資産 4, 017, 031, 301 円</p> <p>従業員数 367 名 (正職員 263 人 臨時及びパート 104 人)</p> <p>事業内容 介護保険サービス事業 (介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援 等)、ケアハウス事業、新潟市地域包括支援センター西川の運営受託、生活支援体制整備事業</p> <p>施設管理実績 指定管理者 ひまわりクラブ (潟東) 老人デイサービスセンター (西川)</p>	<p>設立 H18. 6. 4</p> <p>構成 安心安全部会、福祉保健部会、教育文化部会、環境整備部会、広報まちおこし部会、スポーツ部会</p> <p>事業内容 (1) 安全な地域の確保に関する事 (2) 福祉活動の充実に関する事 (3) 子どもを健全に育てる活動に関する事 (4) 文化・スポーツ活動の振興に関する事 (5) 生活環境の保全に関する事 他</p> <p>指定管理実績 指定管理者 西川地区体育施設</p>
2. 経営理念	<p>自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の増進に努めることを経営原則にしている。</p> <p>施設の設置目的を十分に理解し、公の施設管理の責務を認識して管理運営を行う。</p>	<p>新潟市立西川中学校区の市民等がお互いに連携・協力し、行政との協働により、地域の課題解決に努め活力ある地域社会の維持・形成を図ることを目的として、事業を行っている。</p>
3. 指定管理者申請の動機	<p>現在、西蒲区・西区・南区で介護老人福祉施設をはじめ各種福祉関連サービスの提供を行っている福祉を専門分野とする法人である。地域包括支援センター事業や西川圏域支え合いのしくみづくり事業などを市から受託していることも含め、西川地域で事業活動する社会福祉法人として、地域福祉の推進に努めるため申請した。</p> <p>西川社会福祉センターの指定管理を受託することで利用者、地域組織との連携が一層スムーズに進めることができると考えている。</p>	<p>この施設の一階部分に西川地域コミュニティ協議会の組織の一部である、西川地区社会福祉協議会の事務所があり、福祉関係団体やボランティア団体等にも深い関わりがあることから、会議室やボランティア室の貸し出しなど、施設の運営管理も効率的に実施できるものと思いい申請することとした。</p>
4. 指定管理業務に係る事業計画	<p>新潟市西川社会福祉センター条例及び同施行規則に従い適正な管理運営に努める。また、地域交流の場、社会福祉団体やボランティアの交流の場として、利用者が利用しやすい施設になるよう施設運営を行う。施設及び設備について、清掃は専門業者に再委託をし、警備は昼は職員、夜間は機械警備(再委託)を行い、浄化槽、消防用設備、自動ドアの保守点検についても、それぞれ再委託を行う。</p> <p>職員は福祉分野の知識を持つよう研修を行い、配置する。</p> <p>経費削減については、自然な光や風を利用しながら節電に努めるとともに、委託業者についても当法人の他施設との統合、日程調整による経費削減に努める。</p>	<p>新潟市西川社会福祉センター条例及び同施行規則に伴い、適正な管理運営に努める。また、地域交流の場、福祉関係団体やボランティアの交流の場として、誰も利用しやすい施設運営を行う。職員のスキルアップのため各種研修会に参加する。</p>
5. サービス内容 開館時間 休館日の設定	<p>新潟市西川社会福祉センター条例により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ・休館日 土曜日及び日曜日 <p>国民の休日に関する法律に規定する休日 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日)</p>	<p>新潟市西川社会福祉センター条例により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ・休館日 土曜日及び日曜日 <p>国民の休日に関する法律に規定する休日 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日)</p>
6. 支出計画	<p>人件費 1, 847 千円</p> <p>管理費 1, 179 千円</p> <p>事務費 492 千円 計 3, 518 千円</p>	<p>人件費 1, 767 千円</p> <p>管理費 1, 508 千円</p> <p>事務費 230 千円</p> <p>事業費 13 千円 計 3, 518 千円</p>
7. 組織・人員体制	<p>管理人 2 人を雇用し対応。職員には社会福祉法人として、福祉関係団体、ボランティア、高齢者、障がい者等が多く利用する施設に対応した人材育成をし、配置する。</p> <p>また、利用者快適に利用するための助言ができるよう指導する。</p>	<p>当協議会職員常時 1 名勤務 (2 名で交替制)、専門的知識又は技能を必要とする管理業務については、委託先の承認を得た上で再委託する。</p>
8. 雇用・労働条件	<p>労働関係の法令を遵守する。働く人の子育て世代等のライフサイクルに応じた人事対応や、新潟県のハッピー・パートナー企業 (新潟県男女共同参画推進企業) に登録し、男女がともに働きやすい職場環境を整えています。また、弁護士・社会保険労務士の助言も得て労働環境の改善に努める。</p>	<p>当協議会の雇用規程に基づく。</p>
9. 安全確保及び緊急時の対応	<p>緊急時には利用者の安全を確保するための対応をマニュアル化し、職員に配布し対応を徹底する。消防署の協力も得て避難訓練を年 2 回実施する。また公的な施設であることを認識し、地域の人達と連携した行動をとるよう指導する。</p>	<p>施設内の夜間警備については、別途、再業務委託し、職員が勤務している時間帯については、最大限注意を払って業務を行う。緊急性のある事故が生じた場合は、緊急連絡網により、関係者の判断を仰ぐ。防災についても、実践に即した避難訓練を年 2 回実施し、訓練やシミュレーションを通して、火災や災害が発生した場合に速やかに対応できるよう平常時から訓練・教育をする。</p>
10. 要望・苦情への対応	<p>施設利用者から出された要望・苦情に職員が直ちに対応することで、利用する方の満足度・利便性を高める。年 1 回アンケートを実施し、内容と改善策、反映状況を施設内に提示するとともに市に報告する。また、投書箱を常設し利用者の意向を受けとめ改善につなげる。</p> <p>なお、法人では苦情解決マニュアルを整備し、苦情解決第三者委員を選任しており、解決に向けた助言をもらう体制をとっている。</p>	<p>施設利用者が気軽に書けるアンケート用紙を設置し、定期的に内容を集計し、今後の運営上の参考とする。苦情については、解決システム体制により、利用者の様々な苦情に迅速に対応し、当協議会が行う多様な福祉施策の改善につなげることを目的とする。</p>
11. 個人情報の取扱・コンプライアンス	<p>施設運営において職員が業務上知り得た個人のプライバシーに関する情報は、外部に漏らさないよう指導している。個人情報が記録されている書類等は第三者が知り得ない場所に保管するとともに、廃棄する場合は、裁断の上、行うこととする。</p> <p>法人として個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づき規則を整備し、職員に研修会を通じ周知の徹底を図っている。</p>	<p>職員が業務上知り得た個人のプライバシー等に係る情報については、外部に漏らさないように指導する。また、個人情報の記載されている書類等は必要に応じて、ファイリング若しくは破棄する。</p>
12. 社会貢献活動の実績	<p>障がい者雇用にも取り組み、自立した生活への支援を行っている。現在 6 名の雇用があり、リハビリや清掃業務の担い手として働いている。西川総合体育館への奉仕活動を行っており、J A 等からの依頼で認知症高齢者を地域で見守るという題材の寸劇披露、地域のまつりの参加等、職員・利用者とも参加し地域の方との交流を行っている。</p>	<p>西川地域内の公共的団体であることから、協議会本来の活動はもちろんのこと、地域内の西川まつり、時代劇まつり等の事務局を行うなど、地域のまちおこしにも力を注いでいる。</p>